

◆ 【記事資料】優先権書類の交換分野の相互協力のための 公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の了解覚書

2013 年 11 月 5 日
公益財団法人交流協会

【記事資料】

優先権書類の交換分野の相互協力のための 公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の了解覚書 (略称「日台特許等優先権書類電子的交換覚書」)

1. 本日、日本と台湾との優先権書類の交換分野における相互協力に関し、(公財)交流協会と亜東関係協会との間で標記覚書を交わし、以下の合意がなされましたのでお知らせいたします。
2. 台湾は我が国にとって緊密な経済関係を有する重要なパートナーであり、その基礎となる知的財産においても、密接な関係を有しています。本覚書は、日台双方の出願人がこれまで必要であった優先権書類に関する手続負担を著しく軽減するものであり、これにより、経済面での日台間の実務交流が一層促進されることが期待されます。

(主要合意事項)

1. 基本的性質

交流協会と亜東関係協会は、日台双方の出願人の相手方区域における安定した特許権、実用新案権の手続負担を軽減するため、覚書に規定された内容について、必要な関係当局の同意が得られるように相互に協力する。

2. 規定内容

(1) 上記協力の対象は、日台優先権書類の電子的交換。

(2) 主な内容

日台双方の関係当局において、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPs 協定) に基づく優先権主張を行うために必要な特許出願書類の謄本 (優先権書類) を電子的に交換するようにすること。

※取り決め本文は[こちら](#)をご参照ください

(了)